



平成 26 年 6 月 20 日
健康福祉局臨時福祉給付金担当
こども青少年局こども家庭課

横浜市は「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の申請の受付を7月16日から開始します。

横浜市では、7月15日（火）以降、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の対象者になると思われる方に、順次お知らせを送付し、7月16日（水）から両給付金の申請受付を開始します。

1 ご案内の方法

(1) 臨時福祉給付金

平成 26 年度市民税の課税のない方への通知に、臨時福祉給付金のお知らせと申請書を同封した封書を郵送します。

(2) 子育て世帯臨時特例給付金

平成 26 年 1 月分の児童手当受給者のうち、対象となる可能性がある方に申請書及び案内チラシ等を郵送します。

公務員の方は職場からすでに申請書等が渡されているため、横浜市からは郵送しません。

2 申請受付期間

平成 26 年 7 月 16 日（水）から平成 27 年 1 月 16 日（金）（消印有効）まで

※受付期間を経過すると給付金を受け取ることができなくなります。

3 申請書の提出方法

給付金を受給するためには、申請書の提出が必要となります。申請書は、お知らせに同封している返信用封筒（料金受取人払）をご利用のうえ、郵送で提出していただきます。

4 お問い合わせ先

申請書の記入方法や申請書を紛失した場合の再発行の依頼などは、5月8日から開設している横浜市臨時給付金専用ダイヤル『0120-400-575』（フリーダイヤルで、土・日、祝日、年末年始を含む9時から18時まで受け付け）で対応します。

（裏面あり）

【参考】臨時福祉給付金の制度概要

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として支給する給付金です。

1 支給対象者

平成 26 年 1 月 1 日（基準日）時点で横浜市住民基本台帳に登録されている方で、次の①と②の両方に該当する方

- ①平成 26 年度市民税が課税されていない方（市民税が課税されている方の扶養親族等を除く）
- ②生活保護等を受けていない方

2 給付額

1 人につき 10,000 円

3 加算措置

基礎年金受給者、児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者等には、5,000 円を加算（本年 4 月の年金の特例水準解消等を考慮）

4 本市の対象者数（推計）

約 50 万人（うち加算対象者約 25 万人）

【参考】子育て世帯臨時特例給付金 制度概要

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として支給する給付金です。

1 支給対象者

平成 26 年 1 月 1 日（基準日）時点で横浜市住民基本台帳に登録されている方で、次の①と②の両方に該当する方

- ①平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）を受給している方
- ②平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方（表 1 の限度額目安未満かどうか）

表 1 児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子 1 人 (1 人)	875.6 万円
夫婦子 1 人 (2 人)	917.8 万円
夫婦子 2 人 (3 人)	960 万円

2 対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童
ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童及び生活保護等の被保護者は除きます

3 給付額

対象児童 1 人につき 10,000 円

4 本市の対象児童数（推計）

約 34 万人

お問合せ先

健康福祉局総務課臨時福祉給付金担当課長	日向 正人	Tel 045-671-4460（臨時福祉給付金）
こども青少年局こども家庭課長	谷口 千尋	Tel 045-671-2364（子育て世帯臨時特例給付金）